

平成 27 年 6 月 18 日

# 平成27年登米市議会定例会 6月定期議会 議案

登米市議会

議員 番

## 議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	1
報告第2号	継続費繰越計算書について	2
報告第3号	繰越明許費繰越計算書について	4
報告第4号	平成26年度登米市病院事業会計予算の繰越計算書について	9
報告第5号	専決処分の報告について	11
議案第73号	平成27年度登米市一般会計補正予算（第3号）	別冊
議案第74号	平成27年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第75号	平成27年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第76号	平成27年度登米市介護保険特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第77号	平成27年度登米市下水道事業特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第78号	平成27年度登米市宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第79号	平成27年度登米市水道事業会計補正予算（第1号）	別冊
議案第80号	平成27年度登米市病院事業会計補正予算（第3号）	別冊
議案第81号	平成27年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第2号）	別冊
議案第82号	登米市税条例等の一部を改正する条例について	12
議案第83号	登米市過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について	27
議案第84号	登米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	28
議案第85号	登米市介護保険条例の一部を改正する条例について	29
議案第86号	登米市総合計画審議会条例の一部を改正する条例について	30
議案第87号	登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例について	31

議案第 88 号	財産の取得について	32
議案第 89 号	財産の取得について	33
議案第 90 号	字の区域を新たに画することについて	34
議案第 91 号	登米市辺地総合整備計画の策定について	38
議案第 92 号	登米市過疎地域自立促進計画の変更について	39

## 諮問第2号

### 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

平成27年6月18日提出

登米市長 布施 孝 尚

住 所	登米市東和町 [REDACTED]
氏 名	小 野 寺 裕
生年月日	[REDACTED]

## 報告第2号

### 継続費繰越計算書について

平成 26 年度登米市一般会計予算の継続費年割額に係る経費のうち支出を終わらなかったものについて、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 145 条第 1 項の規定により報告する。

平成 27 年 6 月 18 日提出

登米市長 布施 孝 尚

(別紙)

平成26年度 登米市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	平成26年度継続費予算理額			支出済額 及び 支出見込額	残額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
				予算計上額	前年度 繰越額	計				繰越金	国県支出金	地方債	その他	
4	衛生費	2	清掃費	2,388,800,000	800,000,000	1,500,000,000	556,296,000	943,704,000	943,704,000	629,136,000	314,568,000			
			一般廃棄物第二最終 処分場整備事業											
			合計	2,388,800,000	800,000,000	1,500,000,000	556,296,000	943,704,000	943,704,000	629,136,000	314,568,000			

## 報告第3号

### 繰越明許費繰越計算書について

平成26年度登米市一般会計予算、登米市下水道事業特別会計予算及び登米市宅地造成事業特別会計予算の繰越明許費について、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成27年6月18日提出

登米市長 布施孝尚

(別紙)

## 平成26年度 登米市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源	
					既収入特定財源		未収入特定財源			その他
					円	円	円	円		
2 総務費	1 総務管理費	公有財産管理事業	2,193,000	2,193,000					2,193,000	
		総合計画管理事業	6,500,000	6,500,000	5,200,000				1,300,000	
		防犯灯施設維持管理事業	756,000	756,000					756,000	
3 民生費	1 社会福祉費	高齢者福祉施設管理運営事業	11,705,000	11,672,000	7,232,000				4,440,000	
	2 児童福祉費	児童福祉施設管理事業	139,483,000	139,022,000	2,655,000	114,945,000			21,422,000	
4 衛生費	1 保健衛生費	児童福祉一般管理事業	88,124,000	88,124,000	88,025,000				99,000	
		保健施設管理事業	14,985,000	13,268,000	11,010,000				2,258,000	
6 農林水産業費	2 清掃費	サングリアセンター管理運営事業	13,385,000	13,385,000					13,385,000	
		住宅用太陽光発電システム設置事業	2,468,000	496,000					496,000	
7 商工費	2 観光費	一般廃棄物処理施設整備事業	5,000,000	5,000,000					5,000,000	
		し尿処理施設管理事業	18,717,000	18,717,000	14,973,000				3,744,000	
8 土木費	2 道路橋りょう費	林業施設管理事業	12,213,000	7,425,000	1,625,000				5,800,000	
		商工振興育成事業	91,848,000	91,848,000	91,848,000					
8 土木費	2 道路橋りょう費	観光振興事業	2,431,000	2,431,000	1,944,000				487,000	
		公園等管理事業	2,054,000							
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路維持補修事業	5,193,000	2,979,000					2,979,000	
		道路新設改良事業	107,600,000	94,333,000	108,000	81,900,000			12,325,000	
		橋りょう維持補修事業	134,300,000	132,050,000		78,030,000			54,020,000	



款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					未収入特定財源				
					既収入特定財源	国県支出金	地方債	その他	
			円	円	円	円	円	円	円
3	河川費	河川維持補修事業	18,620,000	14,469,000					14,469,000
4	都市計画費	都市公園整備事業 景観形成事業	22,263,000 11,400,000	16,192,000 11,400,000		4,200,000	4,100,000		16,192,000 3,100,000
6	住宅費	住宅管理事業 災害公営住宅整備事業	18,766,000 109,370,000	3,532,000 105,580,000	3,532,000			91,469,000	14,111,000
9	消防費	消防・救急無線デジタル化整備事業 防火水槽設置事業	815,554,000 4,550,000	815,554,000 3,192,000			771,400,000		44,154,000 3,192,000
10	教育費	小学校費 中学校費 幼稚園費	182,500,000 132,949,000 133,487,000	169,408,000 132,949,000 117,707,000		155,100,000 126,300,000	100,000		14,308,000 6,549,000
		小学校管理運営事業 中学校管理運営事業 幼稚園管理運営事業	19,645,000 73,374,000 1,836,000	11,691,000 45,889,000 1,836,000	9,119,000	8,779,000	25,100,000		10,188,000 12,010,000 1,836,000
11	災害復旧費	農林水産業施設 災害復旧費 その他公共施設 等災害復旧費	12,012,000 1,051,000 13,458,000	10,168,000 7,734,000	8,137,000				2,031,000
		公民館類似施設管理事業 農業用施設災害復旧事業 長崎集会所災害復旧事業	1,836,000 1,051,000 13,458,000	1,836,000 7,734,000					1,836,000
	合計		2,229,790,000	2,097,500,000	254,287,000	197,175,000	1,262,300,000	91,469,000	292,269,000

(別紙)

平成26年度 登米市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入特定財源	国庫支出金	未収入特定財源	一般財源
			円	円	円	円	円	円
2 事業費	1 下水道施設整備費	公共下水道施設整備事業	277,769,000	242,835,000		102,635,000	125,700,000	14,500,000
		農業集落排水施設整備事業	135,767,000	135,767,000		63,311,000	67,900,000	4,556,000
		浄化槽施設整備事業	1,200,000	1,200,000	948,000			252,000
	合計		414,736,000	379,802,000	948,000	165,946,000	193,600,000	19,308,000

(別紙)

平成26年度 登米市宅地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	地方債	その他	
2 事業費	1 企業用地造成事業費	大洞地区事業	95,232,000	95,232,000	円	円	円	円	
	合計		95,232,000	95,232,000	95,232,000				

## 報告第4号

### 平成26年度登米市病院事業会計予算の繰越計算書について

平成26年度登米市病院事業会計予算について、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

平成27年6月18日提出

登米市長 布施 孝 尚

(別紙)

平成26年度 登米市病院事業会計予算繰越計算書

1 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不月額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県補助金	企業債	出資金	既収特財			
1	資本的支出	1.建設改良費	112,600,000	9,319,753	103,280,247	円	円	円	円	円	円	
		計	112,600,000	9,319,753	103,280,247							
												用地取得に係る交渉に不測の日数を要したため

## 報告第5号

### 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年6月18日提出

登米市長 布施 孝 尚

区分	専決処分年月日	事故の概要	損害賠償額 和解内容
営造物の 管理瑕疵	平成27年5月8日	平成27年3月10日、登米市立新田中学校敷地において、駐車していた相手方車両に、強風により学校敷地内の樹木の枝が落下し損傷させたもの	526,000円 その余の請求を 放棄

## 議案第 82 号

### 登米市税条例等の一部を改正する条例について

登米市税条例（平成 17 年登米市条例第 65 号）等の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 27 年 6 月 18 日提出

登米市長 布施 孝 尚

#### 登米市税条例等の一部を改正する条例

（登米市税条例の一部改正）

第 1 条 登米市税条例（平成 17 年登米市条例第 65 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「又は名称」を「（法人にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下同じ。））（法人番号を有しない者にあつては、事務所又は事業所の所在地及び名称）」に改め、同条第 4 号中「又は名称」を「（法人にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号）」に改める。

第 23 条第 2 項中「法人税法第 2 条第 12 号の 18」を「法第 292 条第 1 項第 14 号」に改める。

第 31 条第 2 項の表中「法人税法第 2 条第 16 号」を「法第 292 条第 1 項第 4 号の 5」に、「又は同条第 17 号の 2 に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第 45 条の 3 の 2 に定めるところにより算定した純資産額）」を「をいう。以下この表及び第 4 項において同じ。」に改め、「この表」の次に「及び第 4 項」を加え、同条に次の 1 項を加える。

4 資本金等の額を有する法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第 2 項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

第 33 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、同法第 60 条の 2 から第 60 条の 4 までの規定の例によらないものとする。

第 36 条の 2 第 8 項中「寮等の所在」の次に「、法人番号」を加える。

第 36 条の 3 の 3 第 4 項中「第 203 条の 5 第 4 項」を「第 203 条の 5 第 5 項」に改める。

第 48 条第 6 項中「第 2 条第 12 号の 7 の 3」を「第 2 条第 12 号の 7」に改める。

第 50 条第 3 項中「第 2 条第 12 号の 7 の 2」を「第 2 条第 12 号の 6 の 7」に改める。

第 51 条第 2 項中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、第 1 号として次の 1 号を加える。

- (1) 納税義務者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所又は事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号第 57 条及び第 59 条中「第 10 号の 9」を「第 10 号の 10」に改める。

第 63 条の 2 第 1 項第 1 号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第 63 条の 3 第 1 項第 1 号、及び同条第 2 項第 1 号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第 67 条第 3 項中「以下」を「未滿」に改める。

第 71 条第 4 項第 1 号、第 74 条第 1 項第 1 号及び第 74 条の 2 第 1 項第 1 号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第 89 条第 2 項第 2 号中「氏名若しくは名称」を「事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。次条において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。

第 90 条第 2 項第 1 号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）」に改める。

第 139 条の 3 第 2 項第 1 号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。



第 149 条第 1 号中「及び氏名又は名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。

附則第 4 条第 1 項中「第 145 条第 1 項」を「第 144 条の 8」に改める。

附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「平成 39 年度」を「平成 41 年度」に、「平成 29 年」を「平成 31 年」に改める。

附則第 9 条の前に見出しとして「（個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等）」を付し、同条を次のように改める。

第 9 条 法附則第 7 条第 8 項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第 34 条の 7 第 1 項及び第 2 項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第 36 条の 2 第 4 項の規定による申告書の提出（第 36 条の 3 の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第 2 条第 1 項第 37 号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金（以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。）を支出する際、法附則第 7 条第 8 項から第 10 項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第 8 項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第 7 条第 10 項第 1 号に掲げる事項に変更があったときは、同条第 9 項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の 1 月 10 日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の 1 月 31 日までに、法附則第 7 条第 10 項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第 11 項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 申告特例の求めを行った者が、法附則第 7 条第 13 項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求めを行った者に対し、そ

の旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

附則第10条の2第6項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第7項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第39項」に改め、同条第8項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第40項」に改め、同条に次の1項を加える。

9 法附則第15条の8第4項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

附則第11条の見出し中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成25年度又は平成26年度」を「平成28年度又は平成29年度」に改め、同条第1項中「平成25年度分又は平成26年度分」を「平成28年度分又は平成29年度分」に改め、同条第2項中「平成25年度適用土地」を「平成28年度適用土地」に、「平成25年度類似適用土地」を「平成28年度類似適用土地」に、「平成26年度分」を「平成29年度分」に改める。

附則第12条（見出しを含む。）及び第13条（見出しを含む。）中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第15条第1項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条第2項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附則第16条を次のように改める。

（軽自動車税の税率の特例）

第16条 法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄

に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 82 条第 2 号ア	3,900 円	1,000 円
	6,900 円	1,800 円
	10,800 円	2,700 円
	3,800 円	1,000 円
	5,000 円	1,300 円

- 2 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する 3 輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成 28 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 82 条第 2 号ア	3,900 円	2,000 円
	6,900 円	3,500 円
	10,800 円	5,400 円
	3,800 円	1,900 円
	5,000 円	2,500 円

- 3 法附則第 30 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に規定する 3 輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成 28 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 82 条第 2 号ア	3,900 円	3,000 円
	6,900 円	5,200 円
	10,800 円	8,100 円
	3,800 円	2,900 円
	5,000 円	3,800 円

附則第 16 条の 2 を次のように改める。

#### 第 16 条の 2 削除

附則第 22 条第 1 項第 1 号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改め、同条第 3 項第 1 号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び

個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名）」に改める。

（登米市税条例及び登米市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 登米市税条例及び登米市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成26年登米市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中登米市税条例附則第16条の改正規定を次のように改める。

附則第16条第3項中「附則第30条第3項第1号」を「附則第30条第5項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「附則第30条第2項第1号」を「附則第30条第4項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「附則第30条第1項第1号」を「附則第30条第3項第1号」に、「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）」を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第1条第3号中「第82条の改正規定」を「第82条第2号アの改正規定（「2,400円」を「3,600円」に改める部分を除く。）」に、「附則第4条」を「附則第4条第1項」に改め、同条第4号中「第52条第1項及び」の次に「第82条第1号の改正規定、同条第2号アの改正規定（「2,400円」を「3,600円」に改める部分に限る。）並びに同号イ及び同条第3号の改正規定並びに」を加え、「附則第5条」を「附則第4条第2項、第5条」に改める。

附則第4条中「第82条」を「第82条第2号ア（「2,400円」を「3,600円」に改める部分を除く。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 新条例第82条第1号並びに第2号ア（「2,400円」を「3,600円」に改める部分に限る。）及びイ並びに第3号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車

税について適用し、平成 27 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

附則第 6 条の表新条例第 82 条第 2 号イの項中「第 82 条第 2 号イ」を「第 82 条第 2 号ア」に改め、同表新条例附則第 16 条の表以外の部分の項中「附則第 16 条」を「附則第 16 条第 1 項」に、「登米市税条例の一部を改正する条例」を「登米市税条例及び登米市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」に改め、同表新条例附則第 16 条の表第 82 条第 2 号イの項中「附則第 16 条」を「附則第 16 条第 1 項」に、「第 82 条第 2 号イ」を「第 82 条第 2 号ア」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中登米市税条例第 2 条第 3 号及び第 4 号、第 33 条第 2 項、第 36 条の 2 第 9 項、第 36 条の 3 の 3 第 4 項、第 51 条第 2 項各号、第 63 条の 2 第 1 項第 1 号、第 63 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 項第 1 号、第 71 条第 2 項第 1 号、第 74 条第 1 項第 1 号、第 74 条の 2 第 1 項第 1 号、第 89 条第 2 項第 2 号、第 90 条第 2 項第 1 号、第 139 条の 3 第 2 項第 1 号並びに第 149 条第 1 号の改正規定並びに附則第 10 条の 3 第 1 項第 1 号、第 2 項第 1 号、第 3 項第 1 号、第 4 項第 1 号、第 5 項第 1 号、第 6 項第 1 号、第 7 項第 1 号、第 8 項第 1 号及び第 9 項第 1 号並びに第 22 条第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号の改正規定並びに次条第 2 項、第 3 項及び第 8 項並びに第 3 条第 2 項、第 4 条第 1 項、第 6 条及び第 7 条の規定 平成 28 年 1 月 1 日

(2) 第 1 条中登米市税条例第 23 条第 2 項の改正規定並びに附則第 4 条第 1 項及び第 16 条の 2 の改正規定並びに附則第 2 条第 7 項及び第 5 条の規定 平成 28 年 4 月 1 日

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、第 1 条の規定による改正後の登米市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成 27 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 26 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第 33 条第 2 項の規定は、平成 28 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 27 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第 51 条第 2 項第 1 号の規定は、前条第 1 号に掲げる規定の施行の日以後に提出する申請書について適用する。

4 新条例附則第 9 条の規定は、市民税の所得割の納税義務者が施行日以後に支出する新条例附則第 9 条第 1 項に規定する地方団体に対する寄附金について適用する。

- 5 新条例附則第9条の2の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 6 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。
- 7 新条例第23条第2項の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。
- 8 新条例第36条の2第8項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に行われる新条例第36条の2第8項の規定による申告について適用し、同日前に行われる第1条の規定による改正前の登米市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第8項の規定による申告については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第63条の2第1項第1号、第63条の3第1項第1号及び第2項第1号、第71条第4項第1号、第74条第1項第1号並びに第74条の2第1項第1号並びに附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号並びに第22条第1項第1号及び第3項第1号の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に提出する新条例第63条の2第1項並びに第63条の3第1項及び第2項に規定する申出書、新条例第71条第4項に規定する申請書又は新条例第74条第1項及び第74条の2第1項並びに附則第10条の3各項並びに第22条第1項及び第3項に規定する申告書について適用し、同日前に提出した旧条例第63条の2第1項並びに第63条の3第1項及び第2項に規定する申出書、旧条例第71条第4項に規定する申請書又は旧条例第74条第1項及び第74条の2第1項並びに附則第10条の3各項並びに第22条第1項及び第3項に規定する申告書については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例第89条第2項第2号及び第90条第2項第1号の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に提出する新条例第89条第2項並びに第90条第2項及び第3項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第

89 条第 2 項並びに第 90 条第 2 項及び第 3 項に規定する申請書については、なお従前の例による。

2 新条例附則第 16 条の規定は、平成 28 年度分の軽自動車税について適用する。

(市たばこ税に関する経過措置)

第 5 条 別段の定めがあるものを除き、附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった旧条例附則第 16 条の 2 に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ 3 級品」という。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 465 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ 3 級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第 95 条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1) 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで 1,000 本につき 2,925 円

(2) 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで 1,000 本につき 3,355 円

(3) 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで 1,000 本につき 4,000 円

3 前項の規定の適用がある場合における新条例第 98 条第 1 項から第 4 項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 98 条第 1 項	第 34 号の 2 様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 27 年総務省令第 38 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成 27 年改正前の地方税法施行規則」という。）第 48 号の 5 様式
第 98 条第 2 項	第 34 号の 2 の 2 様式	平成 27 年改正前の地方税法施行規則第 48 号の 6 様式
第 98 条第 3 項	第 34 号の 2 の 6 様式	平成 27 年改正前の地方税法施行規則第 48 号の 9 様式
第 98 条第 4 項	第 34 号の 2 様式又は第 34 号の 2 の 2 様式	平成 27 年改正前の地方税法施行規則第 48 号の 5 様式又は第 48 号の 6 様式

4 平成 28 年 4 月 1 日前に地方税法第 465 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第 469 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第 92 条第 1 項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合に

において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 9 号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第 52 条第 1 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000 本につき 430 円とする。

- 5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 2 号。以下「平成 27 年改正法」という。）附則第 20 条第 4 項に規定する申告書を平成 28 年 5 月 2 日までに市長に提出しなければならない。
- 6 前項の規定による申告書を提出した者は、平成 28 年 9 月 30 日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）第 34 号の 2 の 5 様式による納付書によって納付しなければならない。
- 7 第 4 項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第 19 条、第 98 条第 4 項及び第 5 項、第 100 条の 2 並びに第 101 条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 19 条	第 98 条第 1 項若しくは第 2 項、	登米市税条例等の一部を改正する条例（平成 27 年登米市条例第 号。以下この条及び第 2 章第 4 節において「平成 27 年改正条例」という。）附則第 5 条第 6 項、
第 19 条第 2 号	第 98 条第 1 項若しくは第 2 項	平成 27 年改正条例附則第 5 条第 5 項
第 19 条第 3 号	第 48 条第 1 項の申告書（法第 321 条の 8 第 22 項及び第 23 項の申告書を除く。）、第 98 条第 1 項若しくは第 2 項の申告書又	平成 27 年改正条例附則第 5 条第 6 項の納期限



	は第 139 条第 1 項の申告書 でその提出期限	
第 98 条第 4 項	施行規則第 34 号の 2 様式 又は第 34 号の 2 の 2 様式	平成 27 年改正法附則第 20 条第 4 項の規定
第 98 条第 5 項	第 1 項又は第 2 項	平成 27 年改正条例附則第 5 条第 6 項
第 100 条の 2	第 98 条第 1 項又は第 2 項	平成 27 年改正条例附則第 5 条第 5 項
	当該各項	同項
第 101 条第 2 項	第 98 条第 1 項又は第 2 項	平成 27 年改正条例附則第 5 条第 6 項

8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ 3 級品のうち、第 4 項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第 99 条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ 3 級品につき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第 98 条第 1 項から第 3 項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ 3 級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第 16 号の 5 様式による書類を添付しなければならない。

9 平成 29 年 4 月 1 日前に地方税法第 465 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 52 条第 8 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000 本につき 430 円とする。

- 10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第9項
	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成29年10月2日
第7項の表以外の部分	第4項	第9項
	から	、第5項及び
第7項の表第19条の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第19条第2号の項	附則第5条第5項	附則第5条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第19条第3号の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第98条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
第7項の表第98条第5項の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第100条の2の項	附則第5条第5項	附則第5条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第101条第2項の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第9項

- 11 平成30年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなし

て、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000 本につき 645 円とする。

- 12 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 5 項	前項	第 11 項
	附則第 20 条第 4 項	附則第 20 条第 12 項において準用する同条第 4 項
	平成 28 年 5 月 2 日	平成 30 年 5 月 1 日
第 6 項	平成 28 年 9 月 30 日	平成 30 年 10 月 1 日
第 7 項の表以外の部分	第 4 項	第 11 項
	から	、第 5 項及び
第 7 項の表第 19 条の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第 12 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 19 条第 2 号の項	附則第 5 条第 5 項	附則第 5 条第 12 項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第 19 条第 3 号の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第 12 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 98 条第 4 項の項	附則第 20 条第 4 項	附則第 20 条第 12 項において準用する同条第 4 項
第 7 項の表第 98 条第 5 項の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第 12 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 100 条の 2 の項	附則第 5 条第 5 項	附則第 5 条第 12 項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第 101 条第 2 項の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第 12 項において準用する同条第 6 項
第 8 項	第 4 項	第 11 項

- 13 平成 31 年 4 月 1 日前に地方税法第 465 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 52 条第 12 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である

場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。) を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000 本につき 1,262 円とする。

- 14 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 5 項	前項	第 13 項
	附則第 20 条第 4 項	附則第 20 条第 14 項において準用する同条第 4 項
	平成 28 年 5 月 2 日	平成 31 年 4 月 30 日
第 6 項	平成 28 年 9 月 30 日	平成 31 年 9 月 30 日
第 7 項の表以外の部分	第 4 項から	第 13 項、第 5 項及び
第 7 項の表第 19 条の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第 14 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 19 条第 2 号の項	附則第 5 条第 5 項	附則第 5 条第 14 項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第 19 条第 3 号の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第 14 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 98 条第 4 項の項	附則第 20 条第 4 項	附則第 20 条第 14 項において準用する同条第 4 項
第 7 項の表第 98 条第 5 項の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第 14 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 100 条の 2 の項	附則第 5 条第 5 項	附則第 5 条第 14 項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第 101 条第 2 項の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第 14 項において準用する同条第 6 項
第 8 項	第 4 項	第 13 項

(特別土地保有税に関する経過措置)

- 第 6 条 新条例第 139 条の 3 第 2 項第 1 号の規定は、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第 139 条の 3 第 2 項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(入湯税に関する経過措置)

第7条 新条例第149条の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に行われる新条例第149条の規定による申告について適用し、同日前に行われた旧条例第149条の規定による申告については、なお従前の例による。

## 議案第 83 号

### 登米市過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について

登米市過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例（平成 17 年登米市条例第 70 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 27 年 6 月 18 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

登米市過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

登米市過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例（平成 17 年登米市条例第 70 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「平成 27 年 3 月 31 日」を「平成 29 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の登米市過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例（次項において「新条例」という。）の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

2 新条例の規定により固定資産税の課税免除を受けようとする者に係る新条例第 3 条の規定による申請書の提出期限が、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に到来する場合には、同条の規定による申請書の提出期限は、同条の規定にかかわらず、施行日から起算して 30 日以内とする。

## 議案第84号

### 登米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

登米市国民健康保険税条例（平成 17 年登米市条例第 138 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 27 年 6 月 18 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

#### 登米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

登米市国民健康保険税条例（平成 17 年登米市条例第 138 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「51 万円」を「52 万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「16 万円」を「17 万円」に改め、同条第 4 項ただし書中「14 万円」を「16 万円」に改める。

第 23 条中「51 万円」を「52 万円」に、「16 万円」を「17 万円」に、「14 万円」を「16 万円」に改め、同条第 2 号中「245,000 円」を「26 万円」に改め、同条第 3 号中「45 万円」を「47 万円」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の登米市国民健康保険税条例の規定は、平成 27 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 26 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（登米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正）

3 登米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成 25 年登米市条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、附則第 16 項の改正規定（「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。）は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

## 議案第 85 号

### 登米市介護保険条例の一部を改正する条例について

登米市介護保険条例（平成 17 年登米市条例第 142 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 27 年 6 月 18 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

#### 登米市介護保険条例の一部を改正する条例

登米市介護保険条例（平成 17 年登米市条例第 142 号）の一部を次のように改正する。  
第 4 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項第 1 号に掲げる第 1 号被保険者の保険料の減額賦課に係る平成 27 年度及び平成 28 年度の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、32,336 円とする。

第 12 条第 2 項中「第 4 条第 4 号」を「第 4 条第 5 号」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の登米市介護保険条例の規定は、平成 27 年度分の保険料から適用し、平成 26 年度以前の年度分の保険料については、適用しない。



## 議案第 86 号

### 登米市総合計画審議会条例の一部を改正する条例について

登米市総合計画審議会条例（平成 17 年登米市条例第 230 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 27 年 6 月 18 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

#### 登米市総合計画審議会条例の一部を改正する条例

登米市総合計画審議会条例（平成 17 年登米市条例第 230 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「登米市総合計画及び国土利用計画の策定に関する事項」を「市の総合的な計画の策定及び推進に関する重要事項（第 4 条において「重要事項」という。）」に改め、「調査し、」の次に「及び」を加える。

第 3 条第 2 項第 3 号中「及び」を「又は」に改め、同条中第 3 項及び第 4 項を削る。

第 8 条を第 9 条とし、第 4 条から第 7 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（臨時委員）

第 4 条 審議会に、重要事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が任命する。

3 臨時委員は、重要事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の登米市総合計画審議会条例第 3 条第 2 項の規定により任命された委員については、同条第 3 項の規定を適用するものとする。

## 議案第 87 号

登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例について

登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免に関する条例（平成 23 年登米市条例第 19 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 27 年 6 月 18 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例

登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免に関する条例（平成 23 年登米市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「平成 26 年度分」を「平成 27 年度分」に改める。

第 4 条第 2 項中「平成 26 年度」を「平成 27 年度」に、「平成 27 年 3 月末日」を「平成 28 年 3 月末日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 88 号

### 財産の取得について

次のとおり財産の取得契約を締結することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年登米市条例第 73 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 27 年 6 月 18 日提出

登米市長 布施 孝 尚

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約の目的  | 行政情報機器購入（ノートパソコン）                          |
| 2 契約の方法  | 指名競争入札                                     |
| 3 契約の金額  | 22,017,312円                                |
| 4 契約の相手方 | 宮城県登米市迫町佐沼字下田中5番地7<br>コバヤシ電子文具<br>代表 小林 良雄 |

## 議案第 89 号

### 財産の取得について

次のとおり財産の取得契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年登米市条例第73号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成27年6月18日提出

登米市長 布施 孝 尚

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | 消防ポンプ自動車CD-I型購入                                     |
| 2 契約の方法  | 指名競争入札  |
| 3 契約の金額  | 19,440,000円   |
| 4 契約の相手方 | 宮城県大崎市古川中里一丁目10番29号<br>株式会社 古川ポンプ製作所<br>代表取締役 氏家 英喜 |

議案第 90 号

字の区域を新たに画することについて

次のとおり字の区域を新たに画することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 27 年 6 月 18 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

新たに画する 字 名	左の区域に包括される区域	
	字 名	地 番
中田町宝江新井田 字西芝尻	中田町宝江新井田 字三号区	1、1の1、1の2、9、11、13、14、 21、21の2、28から30まで、41、41の 1、42、43、44の1から44の3まで、45 の1から45の3まで、46、46の1、47、 50から54まで、54の1、55から57ま で、61から66まで、66の1、67から72 まで、72の1、73、74、74の1、75から 82まで、82の1、83から94まで、95の 1、96の1、97の1、98の1、99の1、 100の1、101の1、102の1、103から 111まで、114から123まで、125から130 まで、131の1、131の2、132から137ま で、139から142まで、144から148まで、 153から170まで、171の1、172から202 まで、204から296まで、297の1、304の 1、306、309、315、316、322、326、336、 337、346、356、357、359、361、363から 397まで、399から412まで及びこれらの区 域に隣接介在する道路、水路である公有地 の一部

	中田町宝江新井田 字芝尻前	1 の 1、5、10、13、15、21、27、30、 34、35、42 から 47 まで、50、56 から 58 ま で、62、65、67、76、86、96、99、104、 106、114、116、118、126、132、136、 137、145、146、148、156、162、166、 170、172、174、176、182、186、191 から 193 まで、195 から 237 まで、239、241 か ら 274 まで、276、277、279、280、285、 287、289、292、297、299、307、317、 326、327、337 から 353 まで、355、379、 380、383、386、389、390、396、398、 400、410 から 427 まで、428 の 1、428 の 2、429 から 487 まで、510、512、515 から 541 まで及びこれらの区域に隣接介在する 道路、水路である公有地の一部
	中田町宝江新井田 字下道前	58 の 1、61 の 1、63、64 の 1、65 の 1、 66 の 1、67 の 1、68、84、88、98、108 か ら 114 まで、116 から 121 まで、123 から 125 までの地先の水路である公有地の一部
中田町宝江新井田 字東大谷地	中田町宝江新井田 字三号区	102 の 1、103、233、234、412 の地先の水 路である公有地の一部
	中田町宝江新井田 字芝尻前	236、237、447、448、449、541 の地先の水 路である公有地の一部
	中田町宝江新井田 字四号区	21 の 1、22 の 1、23 の 1、24 の 1、25 の 1、26、27、28 の 1、29 の 1、30、32、33 の 1、34 の 1、35 の 1、36 の 1、37 の 1、38 から 40 まで、40 の 1、42 から 44 まで、46 から 58 まで、60 から 66 まで、68 から 124 まで、126 から 137 まで、139 から 143 まで、145 から 162 まで、164 から 170 まで、171 の 1、171 の 2、172 から 178 ま で、180 から 202 まで、203 の 1、203 の 2、204 から 206 まで、208 から 216 まで、 218 から 230 まで、232 から 252 まで及びこ れらの区域に隣接介在する道路、水路であ

		る公有地の全部
	中田町宝江新井田 字新大谷地	1、6、9から15まで、17から26まで、38から47まで、49から84まで、86から97まで、101、103から105まで、106の1から106の9まで、107の1から107の9まで、108の1から108の8まで、109から116まで、118から123まで、125、126、128、129、130の1、130の2、131から135まで、137から182まで、184から200まで、202、204から206まで、207の1、207の2、208の1、208の2、209の1から209の3まで、210、211、213から241まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
	中田町宝江新井田 字下道前	126から130まで、132から136まで、137の1、138から143まで、145の1、146の1、147から150まで、152の地先の水路である公有地の一部
中田町宝江新井田 字南下道	中田町宝江新井田 字芝尻前	512の地先の水路である公有地の一部
	中田町宝江新井田 字下道前	58の1、61の1、62の1、63、64の1、65の1、66の1、67の1、68、72、78、84、88、91、98、108から136まで、137の1、137の2、138から144まで、145の1、145の2、146の1、146の2、147から150まで、152、154から169まで、171から204まで、208から217まで、223、228から238まで、270、272、280、283、288、290、293、298から307まで、309、310、319から338まで、341から344まで、345の1、345の2、346、348、350の1、351から356まで、358、360、361、363、364、368から373まで、375から387まで、389、391、393、395、397、399、401

	から 409 まで、411、413、414、450 から 471 まで、473 から 476 まで、478、479、481 から 484 まで、486、487、489 から 491 まで、493、495 及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部並びに 437 の 1、438 の地先の道路である公有地の一部
中田町宝江新井田 字新沼崎	1 の 1、7、9、10、11 の 1、13 の 1、14 の 1、15 の 2、16、17、19 から 21 まで、23 から 25 まで、29、33 から 35 まで、38、41 から 46 まで、48、49、51 から 55 まで、57、59 から 63 まで、65 から 80 まで、83、85、87 から 110 まで、112、120、122 から 124 まで、126、128、131 から 158 まで、159 の 1、159 の 2、160 の 2、161 から 174 まで、177、183、187、288 から 292 まで、297 から 299 まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

備考 地番については、平成 27 年 2 月現在において不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）第 2 条第 9 号に規定する登記簿に記録されているものである。



## 議案第 91 号

### 登米市辺地総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定により、登米市辺地総合整備計画を別添のとおり策定するものとする。

平成 27 年 6 月 18 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

## 議案第 92 号

### 登米市過疎地域自立促進計画の変更について

過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 6 条第 7 項において準用する同条第 1 項の規定により、登米市過疎地域自立促進計画を別添のとおり変更するものとする。

平成 27 年 6 月 18 日提出

登米市長 布 施 孝 尚